

給与支払報告書提出時の注意事項

該当者がいる場合提出する書類

1. 被扶養者が複数おり、その中に障害者控除の対象となっている方がいる場合

障害者控除の対象者を把握するため「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の写しを提出してください。

2. 租税条約対象者がいる場合

租税条約により市県民税を免除する場合は、次の書類を提出してください(毎年提出が必要です。)

(1) 提出書類

共 通	該当する場合
①市県民税の租税条約に関する届出書(様式については市HPに掲載)	【留学生の場合】 ④在学する学校の発行する在学証明
②税務署に提出した「租税条約に関する届出書」の写し(税務署の受付印のあるもの)	【事業修習者等の場合】 ⑤訓練を受ける施設または事業所の発行する事業、職業、または技術の習得者であることを証する書類(雇用契約書等)
③対象者の在留カードの写し	【交付金等の受領者の場合】 ⑥交付金等の支給者が発行する交付金等の受領者であることを証明する書類

※②～⑥については、前年以前に提出したもから変更がない場合は省略可。

(2) 提出期限

毎年3月15日まで ※やむを得ず提出期限を過ぎる場合は、市民税係までお問い合わせください。

3. 非居住者(国外居住)の扶養親族がいる場合

非居住者(国外居住)である親族について、扶養控除等の適用を受ける場合には、個人別明細書の対象者の区分欄を記入し、次の書類を提出してください。

※個人別明細書の対象者の区分欄は国税庁の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を参照し、必要事項を記入してください。

(1) 提出書類 ※次の書類全ての提出がない場合は控除の適用を受けることができません。

①親族関係書類

※戸籍謄本、婚姻証明書等外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(非居住者である親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるもの)等

②送金関係書類

※送金関係書類とは外国送金依頼書の控えやクレジットカードの利用明細書など非居住者の扶養親族の生活費等の支払を行ったことを証するものです。なお、扶養親族が複数いる場合、送金関係書類は各人ごとに必要となります(非居住者である親族が16歳未満の場合であっても各人ごとに送金関係書類は必要です。)

③給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の写し

④外国における査証(ビザ)に類する書類の写し又は外国における在留カードに相当する書類の写し

※非居住者である親族が留学により国内に住所を有しなくなった場合

【留意事項】

※eLTAXによる提出でも1～3に該当がある場合は、必要書類を必ず提出してください。

※個人別明細書への記載漏れ、親族関係書類及び送金関係書類の提出漏れなどにより扶養親族が特定できない場合は控除の適用を受けることができません。

裏面も必ずご確認ください。

総括表について

○別紙1「総括表の記入例」を参考に必要事項を記入してください。

○普通徴収対象者がいる場合、普通徴収対象者の内訳欄及び個人別明細書の摘要欄に普通徴収切替理由の記号と略号を記入してください（A「退職」のうち「中途就・退職」欄に記載がある者及びD「乙欄」に該当する場合は省略可）。記入がない場合及びA～Dの理由に該当しないときは、特別徴収とします。

個人別明細書について

○別紙2「給与支払報告書（個人別明細書）の記入に係る注意」を参考に必要事項を記入してください。

○仕切り紙について

①普通徴収対象者がいる場合

特別徴収分の個人別明細書と普通徴収分の個人別明細書の間には、普通徴収仕切り紙を挟み、個人別明細書の摘要欄に普通徴収切替理由の記号と略号を記入してください。

※「退職」のうち「中途就・退職」欄に記載がある者及びD「乙欄」に該当する場合は省略可。

※eLTAXの場合仕切り紙は不要ですが、個人別明細書の摘要欄に普通徴収切替理由の記号と略号を入力し、普通徴収欄にチェックをしてください。

②特別徴収対象者のみの場合

仕切り紙は不要です。

その他注意事項

○給与支払報告書提出後、特別徴収対象者に退職・転勤等の異動が生じた場合は、速やかに異動届を提出してください。

○個人別明細書は同封しておりません。必要な場合は大竹市市民税務課市民税係の窓口にお越しいただくか、大竹市HPよりダウンロードしてください。

◎**チェックリスト**（給与支払報告書の提出前の確認用としてご活用ください。）

	チェック項目	補足
総括表	<input type="checkbox"/> 大竹市への報告人員欄の普通徴収の人数が普通徴収対象者の内訳と一致している。	一致していない場合は、総括表又は普通徴収対象者の内訳のいずれかを訂正してください。
	<input type="checkbox"/> 大竹市への報告人員欄の特別徴収と普通徴収の人数がそれぞれの個人別明細書の枚数と一致している。	一致していない場合は、総括表又は個人別明細書のいずれかを訂正してください。
仕切り紙	<input type="checkbox"/> 特別徴収分と普通徴収分の個人別明細書の間仕切り紙を挟んでいる。	特別徴収：市県民税を給与から天引きする人 普通徴収：市県民税を給与から天引きできない人
個人別明細書	<input type="checkbox"/> 個人別明細書（普通徴収分）の摘要欄に普通徴収切替理由の記号と略号を記入している。	<u>記入していない場合は、特別徴収となります</u> ので必ず記入してください。
	<input type="checkbox"/> 報告する従業員等は令和6年1月1日現在大竹市に住んでいる。	提出先の市町村に誤りがないかご確認ください。